

## 令和6年能登半島地震の被災地における健康・医療支援（応援派遣）について

### 1. 保健師等の派遣について

#### (1) 派遣の状況

##### <輪島市>

##### ①経緯

災害対策基本法第30条に基づく厚労省からの要請により派遣  
(派遣実績により厚労省が派遣先 決定)

##### ②派遣期間

1月8日～2月29日(予定)

##### ③派遣先

1月8日～2月5日 門前町(門前総合支所)

2月6日～ 輪島市(輪島市健康増進センター)

※輪島市からの要請により、2月6日より、  
門前町を含めた輪島市全体の後方支援を行うこととなった。

##### ④派遣人数

4名(保健師2名・事務等2名)



##### <珠洲市>

##### ①経緯

指定都市市長会及び関西広域連合の広域支援の枠組みによる  
対口支援先へ派遣

##### ②派遣期間

1月12日～

##### ③派遣先

1月12日～1月20日 緑丘中学校(避難所支援)

1月21日～2月1日 珠洲市健康増進センター(後方支援)

2月2日～ 直(ただ)地区(健康支援)

##### ④派遣人数

保健師2名

※避難所運営支援等にあたる事務職員約8名(他局の職員)とともに派遣



(参考) 派遣先概要

	輪島市		珠洲市
		門前町	
人口	24,021人	4,618人	12,948人
世帯数	11,693世帯	2,500世帯	5,902世帯
避難者数 避難所数	<b>【ピーク時】</b> 12,834人(53.4%) 154か所 (1月5日8時00分) <b>【現在】</b> 2,463人(10.3%) 79か所 (2月6日14時00分)	<b>【現在】</b> 719人(15.6%) 26か所 (2月4日)	<b>【ピーク時】</b> 7,122人(55.0%) 21か所 (1月6日8時00分) <b>【現在】</b> 1,393人(10.8%) 45か所 (2月6日14時00分)
被害状況	<b>【人的被害】</b> 死者：103人（うち災害関連死3人） <b>【住家被害】</b> 5,214棟 <b>【断水状況】</b> 約10,000戸（ほぼ全域）		<b>【人的被害】</b> 死者：101人（うち災害関連死6人） <b>【住家被害】</b> 7,349棟 <b>【断水状況】</b> 約4,800戸（ほぼ全域）

【出典】

○人口・世帯数：2023年（令和5年）1月1日住民基本台帳人口・世帯数【総務省】

※門前町の人口・世帯数は『輪島市地区別人口情報（2024年1月1日現在）』【輪島市】

○避難者数（ピーク時）・避難所数：『被害等の状況について』【石川県】

※門前町地区の避難所数は現地派遣チームからの報告による

○被害状況：『被害等の状況について（第81報）2024年2月6日14時00分現在』【石川県】

(2) 主な活動内容（令和6年2月7日時点）

①避難所・在宅避難者の健康支援

- ・避難者（在宅避難者含む）の健康調査
- ・体調不良者のスクリーニングおよび受療調整
- ・発熱患者の対応（感染拡大防止対応）
- ・誤嚥性肺炎の予防啓発 ※詳細は（5）参照
- ・居室の換気、手洗い、トイレの衛生状態等に関する確認および助言
- ・自宅の被災状況とインフラ確認、生活状況確認

②自治体保健部門の後方支援

- ・被災状況及び対策の現状等の把握・整理
- ・保健事業再開に向けた保健活動（通常業務）及び被災者対応の両立を目指した活動計画（ロードマップ）の作成

### (3) 被災地における課題

- ・保健事業を再開していくことが急務であるが、もともとの職員数が少ないうえに、災害に遭っている職員も多く、自治体の指揮調整機能を発揮することが難しい状況。そのため、保健事業再開に向けた検討ができていない。特に、乳幼児の予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業は受診（接種）期間が法律で定められているため、早期に対応する必要がある。また、介護予防などの高齢者保健事業を再開するとともに、災害による健康二次被害となる心のケアといった精神保健等の対策を企画していく必要がある。
- ・都道府県から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）が被災市町の指揮調整部門の正規職員の支援を行っている。都道府県は平常業務で健康相談や健診等の身近な住民の健康づくりを担っていないため、住民の健康に関する情報収集を的確に行い、そこからの課題整理、対策案の企画等の支援は不得手にならざるを得ず、不十分な状況となっている。

### (4) 今後の活動予定

以下の支援を実施する。

- ・輪島市、珠洲市と一緒に、課題整理、対策案の企画などについて検討し、保健事業の再開に向けた調整やロードマップの作成
- ・在宅避難者及び避難所避難者の健康状況の調査。調査の結果、要支援者は医療や福祉サービスにつなぐ調整
- ・仮設住宅の入居選定、及び、仮設住宅入居者に対する保健活動（孤立や不安、健康状態悪化の防止）

### (5) 誤嚥性肺炎の対策について

#### ①誤嚥性肺炎とは

高齢者の主要な死因の一つが肺炎であり、高齢者の肺炎の7割以上が誤嚥性肺炎である。誤嚥性肺炎は、高齢になることにより、飲み込む機能（嚥下機能）が衰え、就寝時に唾液が誤って気管に入りやすくなることが原因。その唾液の中に細菌が含まれている場合、誤嚥性肺炎が発症する。誤嚥性肺炎は、口腔ケアによって細菌を減らし、口腔の清潔を保つことが安全かつ効果的な予防法となっている。（誤嚥そのものは完治が難しい）

#### ②災害時における避難所生活で誤嚥性肺炎が増加

能登半島地震において、断水が大きな課題となっているが、水道が使えなくなることで歯磨きの頻度が減ると、細菌が増えやすい状況となるため、平時よりも誤嚥性肺炎のリスクが高まる。阪神淡路大震災においても、災害関連死の死因は肺炎が最も多く、24%を占め、60才以上が90%となっている。

#### 【参考】関連死における肺炎死の割合

阪神淡路大震災	中越地震	東日本大震災	熊本地震
24%	15%	27%	26%

### ③誤嚥性肺炎の防止

災害対応の現場においては、出来る限り口腔ケアを徹底し、誤嚥性肺炎による災害関連死を防止することが重要である。歯磨き粉は少量飲み込んでも問題はないと言われており、少量の水や、水がない場合であっても、歯磨きをすることで口腔の清潔を保つことができ、誤嚥性肺炎のリスクを下げるができる。輪島市、珠洲市における保健活動の中で、「肺炎予防のためにも、お口のお手入れを！」ポスターを掲示し、啓発に努めているところである。

#### 【参考】能登半島地震における災害関連死

石川県における死亡者 240人（令和6年2月6日14時現在）

うち災害関連死疑い 15人（6.3%） ※死因が呼吸器疾患の方が何名いるかは不明

肺炎予防のためにも、お口のお手入れを！

慣れない避難所生活では、抵抗力が弱り、口内炎なども起こりやすくなります。特に、高齢者では誤嚥性肺炎になってしまいます。お口の中を清潔に保つため、次のことに注意しましょう。

- 食べる前には口の体操をしましょう。  
だ液がよく出て飲み込みやすくなります。
- よくかんで食べましょう。  
よくかむと、だ液（つば）が十分にでて、口の中の汚れを洗い流します。
- 食後や、夜、寝る前に、できれば歯磨きを。  
少量の水をコップにためて「歯みがき⇒歯ブラシをコップで洗う⇒歯みがき」を繰り返すと少しの水でも歯みがきができます。
- うがいも口の中を清潔に保つために効果があります。

～子どもたちには、次のことにも注意しましょう～

- できるだけ生活リズムを整えましょう。
- お菓子やジュースのだから飲み食いはやめましょう。

—輪島市—  
資料提供：神戸市保健所

(啓発ポスター)

## 2. 医師・看護師・薬剤師の派遣

### (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣（中央市民病院）

#### ①経緯

兵庫県DMATの要請による派遣

#### ②派遣期間

1月10日～1月13日

#### ③派遣先

石川県石川中央DMAT活動拠点本部（金沢市の石川県立中央病院内）

#### ④派遣人数

中央市民病院の医師1人、看護師2人、業務調整員2人（臨床工学技士、事務職員）の5名で構成

⑤主な活動内容

能登、珠洲の病院、老人施設等から金沢市に運ばれてきた患者の搬送および搬送先の調整に従事

※DMAT (Disaster Medical Assistance Team) :

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム

(2) 看護師の派遣

①経緯

兵庫県看護協会の要請による、災害支援ナースとしての派遣

②派遣期間

1月15日～

③派遣先

七尾市、穴水町等の避難所

④派遣人数

1～2名(延べ10名)

⑤主な活動内容

避難所での避難者への医療提供活動(避難者の健康観察、発熱患者の対応、避難所内の巡回や介助等)等に従事

※災害支援ナース :

被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職。都道府県看護協会に登録されている。

(3) 薬剤師の派遣

①経緯

兵庫県薬剤師会の要請による派遣

②派遣期間

1月22日～

③派遣先

穴水町保健センター

④派遣人数

1名(中央市民病院の薬剤師)(延べ2名)  
(兵庫県薬剤師会チーム3名の一員として活動)

⑤主な活動内容

避難所の環境衛生管理(消毒の仕方の指導、換気の実施等)、市販薬の要望確認や相談対応、現地の医療支援チームの薬剤業務支援等に従事

### 3. 被災者への支援（看護大学）

神戸市看護大学の在学生、2024年度新入生・志願者（一般選抜、大学院二次募集）を対象とした、経済的支援の実施。

#### （1）対象者

原則として災害救助法適用地域（4県47市町村（新潟県、富山県、石川県及び福井県））において、次のいずれかの要件に該当する学生

- ・令和6年能登半島地震により、本人または主たる生計維持者の住居が
  - ①全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊した場合
  - ②床上浸水した場合
  - ③全焼または半焼した場合
- ・令和6年能登半島地震により、主たる生計維持者の死亡・長期療養・失業・行方不明等で授業料の納付が困難な場合

#### （2）免除対象となる授業料等

- ①在学生向け：2023年度後期授業料並びに2024年度前期授業料
- ②2024年度新入生向け：入学金並びに2024年度前期授業料
- ③志願者向け：入学選抜料

#### （3）免除対象となる可能性のある学生（2月5日現在）

- ①在学生：大学院生 1名
- ②新入生：推薦入試合格者のうち1名
- ③志願者：学部一般入試 2名、大学院 該当者なし